

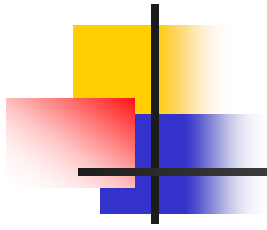
**日本におけるファイル共有ソフトを悪用した
著作権侵害への対策
～ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会
(CCIF)の活動報告～**

平成21年11月25日

CCIF 技術部会

小山 寛

(NTTPCコミュニケーションズ)



CCIFの設立経緯

警察庁 総合セキュリティ対策会議（平成19年度）の概要

（警察庁 平成19年度総合セキュリティ対策会議 報告書より作成）

1 経緯

情報通信ネットワークの安全性・信頼性を確保するためには、産業界等との連携が不可欠であることから、平成13年度に「総合セキュリティ対策会議」を設置し、有識者等により、情報セキュリティに関する産業界等と政府機関との連携の在り方、特に警察との連携の在り方について検討。

（これまでの取り組み例）

- 16年度「インターネットの一般利用者の保護及び知的財産権侵害に関する官民連携の在り方」
- 17年度「インターネット上の違法・有害情報への対応における官民連携の在り方」
- 18年度「インターネット・ホットラインセンターの運営の在り方」

2 平成19年度の検討テーマ

「Winny等ファイル共有ソフトを利用した著作権侵害問題等について」

3 会議の委員（一部抜粋）

- 前田 雅英 首都大学東京 都市教養学部長（委員長）
- 稲垣 隆一 弁護士
- 久保田 裕 （社）コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）専務理事・事務局長
- 桑子 博行 （社）テレコムサービス協会 サービス倫理委員会 委員長
- 後藤 健郎 不正商品対策協議会（ACA）事務局長 （（社）日本映像ソフト協会（JVA）理事・事務局長）
- 菅原 瑞夫 （社）日本音楽著作権協会（JASRAC）常任理事
- 安田 浩 東京電機大学 教授 ほか

日本におけるファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害の現状

(警察庁 平成19年度総合セキュリティ対策会議 報告書より作成)

ブロードバンド化が急速に進んだことに伴い、インターネットを通じて音楽や映像等の大容量データを多数のユーザ間で共有するWinny等ファイル共有ソフト^(注)も急速に普及

- Winny等ファイル共有ソフト利用者(推計)約176万人 (※)
(内訳) ① Winny 約58万人 ② WinMX 約43万人 ③ Limewire 約35万人 ④ Share 約21万人
⑤ Cabos 約18万人 など

※ H18.7 コンピュータソフトウェア著作権協会等がインターネット上で行ったアンケート調査結果からの推計。
(有効回答18,596人、一人で2種類まで利用するソフトを回答)

他方、Winny等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害が横行しているという実態があり、相当規模の被害が生じているとの推計

Winny等ファイル共有ソフトを用いてファイルを公開している者のIPアドレスを特定するツール等の研究開発も進められていることから、このような新たな技術の活用をも視野に入れつつ検討

著作権侵害以外の問題点

情報流出問題

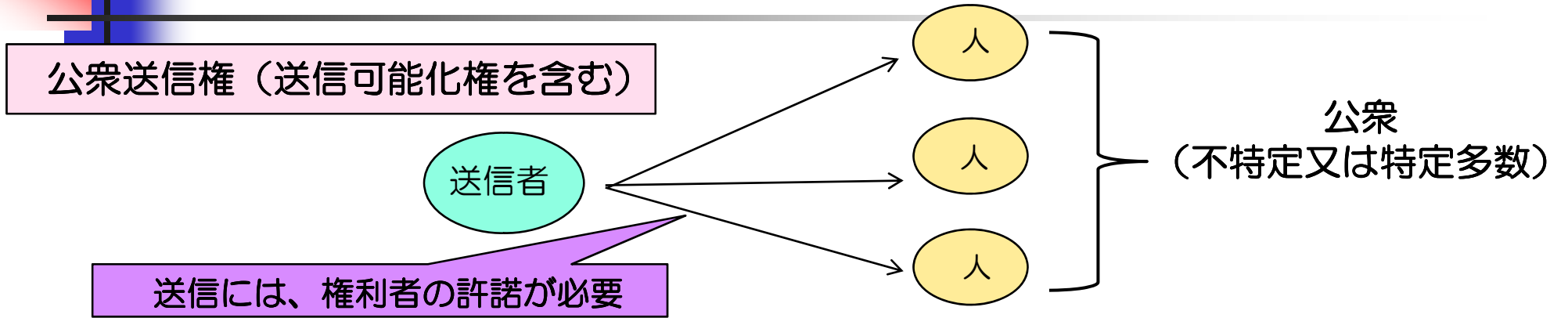
機密情報、業務情報、個人情報、捜査情報等の流出事故が発生し、社会的な問題

通信帯域の占有

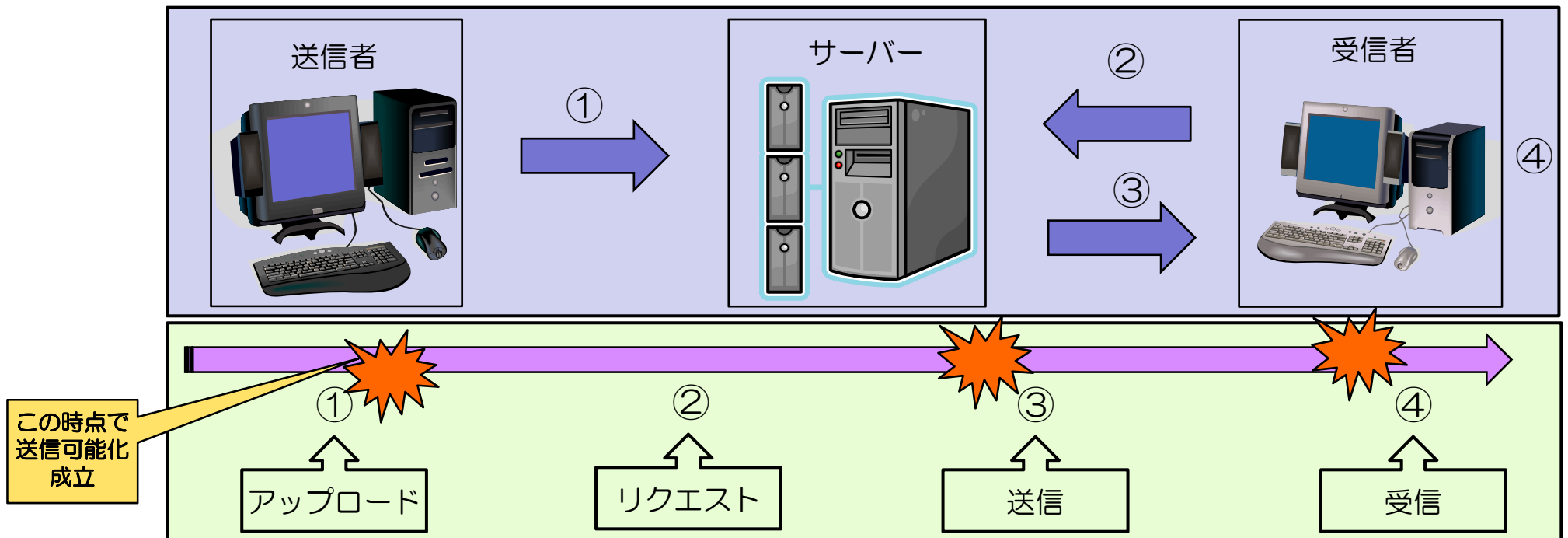
Winny等ファイル共有ソフトを利用するヘビーユーザーが帯域を多く占有し、一部において、インターネットの使い勝手に影響を与えているという実態

^(注) Winnyを始めとするファイル共有ソフトは、基本的にデータの送信と受信の両機能を備え、ネットワーク上で相互にバケツリレー式にデータをやり取りするP2P方式をとっている。例えば、Winnyを用いてファイル等をダウンロードした場合、同ファイル等は自動的に送信可能な状態になる仕様であるため、ダウンロードしただけで著作権侵害になる場合がある。

ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害の態様について



送信可能化とは、自動公衆送信の場合に送信行為の前段階である、著作物を端末からアクセスできる状態にすること。



官民連携による取り組みの方向性について

Winny等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害問題とその対応策について

(警察庁 平成19年度総合セキュリティ対策会議 報告書より作成)

1. 著作権侵害事犯への対処

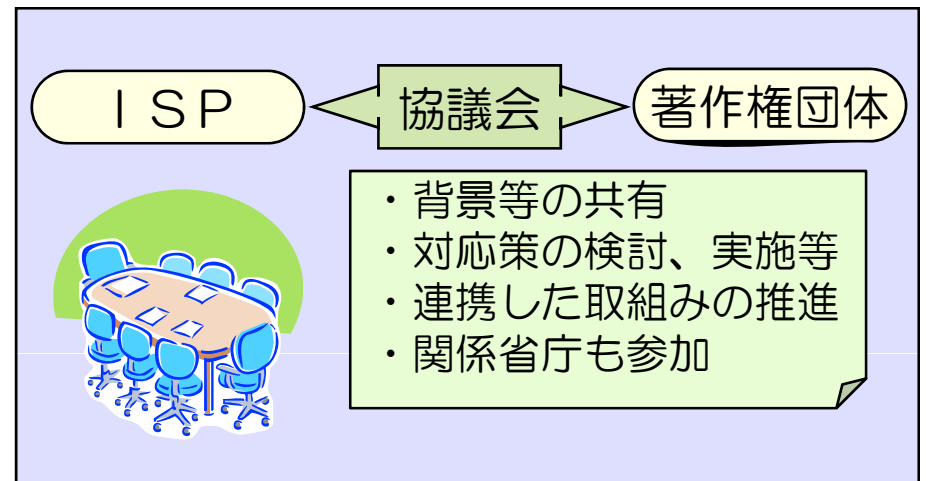
著作権侵害事犯への対処方法

- 確認（警告）メールによる注意喚起活動
- アカウントの停止等
- 損害賠償請求等
- 捜査、検挙

必要となる措置

- 手続き等に関する合意
- 侵害（悪質な違反）実態・情報の集約、整理

2. 協議会の設置



3. 国民への広報啓発

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会

「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」の設立について
～著作権団体と電気通信事業者が連携して侵害防止策を検討・実施へ～

2008年5月12日

報道関係各位

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会

著作権団体と電気通信事業者は、ファイル共有ソフトにおける侵害実態や課題などの情報を共有し、共同・連携して著作権侵害対策活動を検討する場として、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」（以下、本協議会）を本日、設立しました。

本協議会は、警察庁が開催する「平成19年度総合セキュリティ対策会議」が2008年3月27日にまとめた報告書において、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害に対処するため、著作権団体と電気通信事業者が中心となって協議会を設立することが提言されたことを踏まえて設立に至ったものです（構成員及びオブザーバーについては別紙のとおり）。

「Winny」などのファイル共有ソフトを用いた無許諾送信による著作権侵害行為が横行しており、2006年10月に社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）及び社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）が共同で実施した調査によれば、6時間で100億円に相当する被害があると推計されています。また、ACCS、社団法人日本レコード協会（RIAJ）、日本国際映画著作権協会（JIMCA）が共同で実施した「ファイル交換ソフト利用実態調査」によれば、ファイル共有ソフトの「現在利用者」は、2006年6月の調査結果ではインターネット利用者の3.5%であったものが、2007年9月の調査結果では9.6%と、利用者の急増が明らかになっており、一層の対策が求められています。

「平成19年度総合セキュリティ対策会議」の報告書では、「Winny等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害問題とその対応策について」の検討結果として、著作権侵害行為を続ける者に対する対策について、(1)メールによる注意喚起、(2)アカウントの停止、(3)損害賠償請求、(4)捜査、検挙をあげています。本協議会では当面、これらの事項の実施にあたっての具体的問題及び課題などについて情報を共有し、検討を進めて参ります。

協議会（CCIF）の構成員

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会 構成員（2009年10月現在）

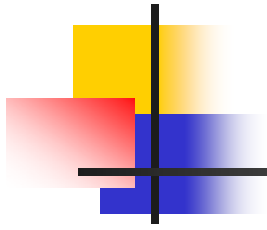
飯山 恭高	日本国際映画著作権協会	代表
○久保田 裕	（社）コンピュータソフトウェア著作権協会	専務理事・事務局長
◎桑子 博行	（社）テレコムサービス協会	サービス倫理委員会 委員長
木村 孝	（社）日本インターネットプロバイダー協会	行政法律部長
後藤 健郎	不正商品対策協議会	事務局長 （（社）日本映像ソフト協会 理事・事務局長）
井筒 郁夫	（社）電気通信事業者協会	専務理事
菅原 瑞夫	（社）日本音楽著作権協会	常務理事
河村 哲男	（社）日本ケーブルテレビ連盟	法・制度委員会 ファイル共有問題解決プロジェクトチーム 主査
別所 直哉	ヤフー（株）	CCO兼法務本部長

※ ◎は会長、○は会長代理。（敬称略・五十音順）

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会 オブザーバ

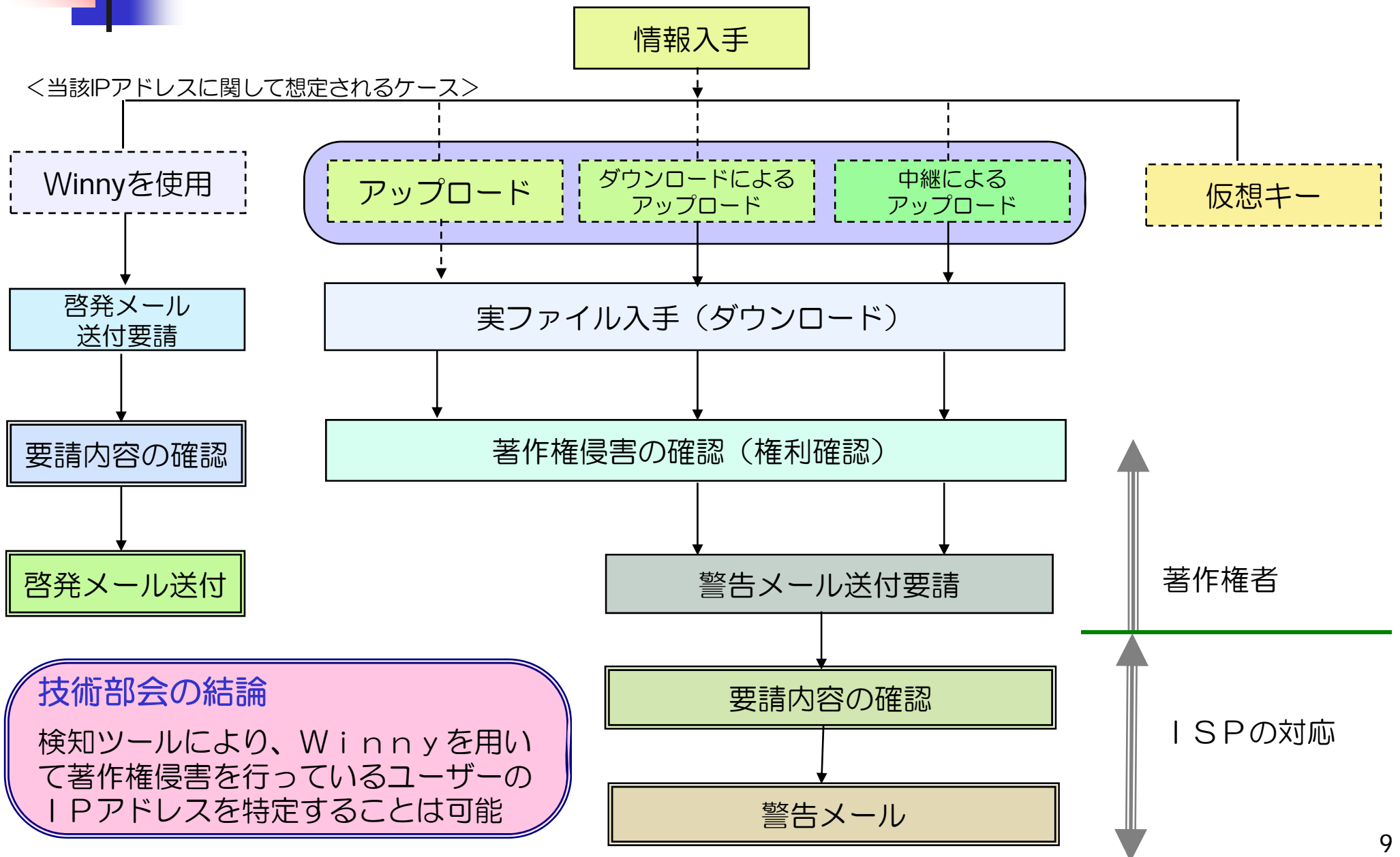
警察庁
総務省
文化庁

（注）協議会の下に「技術部会」（主査：北川高嗣筑波大学教授）を設置して検知ツールを検証。



CCIFの活動概要

1. Winnyを悪用した著作権侵害対策スキームの概要



2. 「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への対応に関するガイドライン（案）」のイメージ

第一章 ガイドラインの目的および範囲

- 1 ガイドラインの目的
- 2 ガイドラインの判断基準の位置付け
- 3 ガイドラインの対象
- 4 他のガイドラインとの関係
- 5 ガイドラインの見直し

第二章 権利者団体における対応手順

- 1 侵害ファイルの入手
- 2 著作権侵害の確認
- 3 ISPへの啓発文書送付の要請
- 4 その他対応における考慮事項

第三章 ISPにおける対応手順

- 1 権利者団体からの提示情報の確認
- 2 提示情報から発信者の特定について
- 3 ユーザーへの通知メールの作成・送信
- 4 ユーザーからの問合せ等への対応など
- 5 通信の秘密との関係

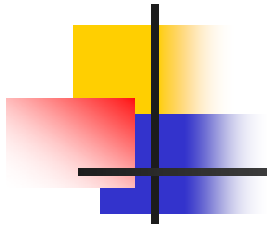
第四章 権利者団体のガイドライン遵守の確認について

- 1 遵守事項
- 2 参加手続
- 3 認定取消手続
- 4 本スキームの運用に問題が発生した場合の取扱い
- 5 本スキームにより入手した情報の取り扱い

<認定手続き様式>

<啓発文書送付依頼様式>

<著作権侵害に関する啓発文書様式>



ガイドラインの検証作業



1. ガイドラインの検証について

■ 検証の目的

協議会において、暫定的に策定した「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への対応に関するガイドライン」を検証するために、啓発メール送付スキームを検証として実施。

■ 検証参加者

- 権利者:(社)コンピュータソフトウェア著作権協会 ACCS
(社)日本音楽著作権協会 JASRAC
日本国際映画著作権協会 JIMCA

- I S P:CCIF構成員通信事業者団体加盟のISP6社



2. 実施概要

■ 検証概要

ファイル共有ソフト(Winny)を利用した著作権侵害検知ツールを用い、侵害ファイル他の情報を収集、権利者による著作権侵害の確認後、ISPの協力のもとに、ユーザーに対して啓発メールを送付。

送付対象IP数:203件 (ACCS:67件、JASRAC:74件、JIMCA:62件)

■ 検証実施期間

7月15日～7月31日 権利者によるファイルダウンロード／著作権侵害の確認

8月 1日～8月12日 データフィルタリング

8月13日 権利者からISPに対して啓発メールの送付要請

8月14日～9月 4日 ISPからユーザーに対して啓発メールを送付



3. 検証結果

■ 検証結果

ガイドラインに示された事務手続きについて、権利者団体及びISP双方にとって無理のないものであることが確認できた



4. 注意喚起の効果

■Winnyユーザが権利侵害ファイルを削除している状況を確認

7. ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への対応に関する ガイドラインの検証 (6)

■今後の課題

- 啓発メール送付スキームにおける実効性の向上
- 悪質な侵害継続ユーザに対する対応
- ユーザーによるネガティブキャンペーン(メールを受信しても問題ないなど)の回避

対応策

- ・継続的、段階的なメール通知
- ・郵送による通知
- ・法的措置等による対応

- ネットカフェ、ホテルなどの商業施設内での利用に対する対応
 - ・施設が提供するPCにおけるフィルタリング設定
 - ・関連団体を通じて、ユーザーに対する適切な指導の実施
- 学校施設内での利用に対する対応
 - ・啓発活動及び侵害通知(警告)活動の継続
- 法人施設内での利用に対する対応
 - ・企業におけるコンプライアンス(法令遵守)の問題指摘



---おわりに---

**CCIFでは、権利者団体とISP事業者団体が連携して、
ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害に対応して
いきます。**



参考



1. ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への権利者の対応（1）

■ 全国の大学、専門学校等に対する啓発活動

全国の大学、専門学校等に対して、校内におけるファイル共有ソフトの利用に関する学生に対する適切な指導など、著作権侵害行為を防止するための対応を求める啓発書面を送付。

2003年2月 JASRAC:大学1,227校に対して送付。

2008年4月 ACCS:大学、高等専門学校802校(2,407学部)に対して順次送付。

2009年4月 ACCS、RIAJ、JIMCA:大学、高等専門学校810校(2,445学部)に対して順次送付。

■ 大学、専門学校等におけるファイル共有ソフトを利用した著作権侵害の警告活動

2003年7月以降、大学、専門学校等の学内ネットワーク環境下でのファイル共有ソフトを利用した著作権侵害行為に対して、侵害行為の解消要請を継続。

その結果として、学校側による行為者の特定及び指導、該当ファイルの削除、該当PCのネットワーク遮断、ファイル共有ソフトの削除及び使用禁止、学内関係者への周知徹底、学内ネットワークの監視体制強化などの措置が取られてきた。

※ JASRACが行った通知件数:59件



2. ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への権利者の対応（2）

■ 2006年10月 Winnyを悪用した著作権侵害実態調査（ACCS、JASRAC）

調査対象期間：2006年10月10日18時～24時

調査結果：少なくとも21万ユーザがWinnyを利用、音楽約61万ファイル、ビジネスソフト約61万タイトル、ゲーム約117万タイトル、アニメ約18万タイトル、コミック約159万タイトルの流通を確認。

推定被害相当額：音楽4.4億円、コンピュータソフト等95億円、合計約100億円。

■ ユーザーに対する注意喚起活動（日本データ通信協会 Telecom-ISAC Japan、ACCS、JASRAC）

2006年10月の実態調査をもとに、ファイル共有ソフトを利用した著作権侵害を行う恐れのあるインターネットユーザーに対し、注意喚起のメールを送付。